

2021年11月9日

株 主 各 位

富山県射水市奈呉の江12番地の2
黒 谷 株 式 会 社
代表取締役社長 黒 谷 純 久

第36回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第36回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年11月24日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2021年11月25日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 富山県富山市堤町通り一丁目4番3号
野村證券株式会社 富山支店 5階ホール
(開催場所は、末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第36期（2020年9月1日から2021年8月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会
の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第36期（2020年9月1日から2021年8月31日まで）
計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件 |
| 第7号議案 | 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）
に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kurotani.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載してお

りません。

従いまして、本招集ご通知の提供書面は、監査役及び会計監査人が監査報告及び会計監査報告の作成に際して監査した書類の一部であります。

なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.kurotani.co.jp>) に掲載させていただきます。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について、次頁に記載いたしましたので、ご高覧いただきますようお願い申し上げます。

## 新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

新型コロナウイルスの感染リスク軽減のため、株主総会へのご出席をご検討されている株主様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願いいたします。

また、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、事前に書面（郵送）により議決権をご行使いただき、当日のご来場をお見合わせいただくことも含めご検討くださいますようお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染予防及び拡大防止のため、当社運営スタッフはマスク着用で対応させていただきます。また、株主様のご入場に際しては体温計測も実施させていただきますことをあらかじめご了承ください。

以上、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

## (提供書面)

### 事業報告

( 2020年9月1日から  
2021年8月31日まで )

## 1. 企業集団の現況

### (1) 事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く外部環境は、前年度からの新型コロナウイルス感染がワクチン接種により効果は出ているものの、デルタ株等変異株の感染拡大もありパンデミックの収束にはもう暫く時間がかかりそうな状況となっております。しかしながら世界経済は、主要各国の大規模な経済政策により二極化の動きとなっているものの回復基調で推移いたしました。

このような状況から、当社グループの主力取扱製品価格に影響を及ぼす銅価格は、経済のグリーン化への動きや供給制約の影響により期初から上昇基調を維持し、5月にはロンドン金属取引所銅3か月先物価格で10,747.5ドルと2011年2月以来の史上最高値を更新しました。その後は、米国での量的緩和の縮小への思惑からやや調整的な動きとなりましたが、年度末比較では42.9%高の9,535ドルとなり、年度を通して市況環境は良好に推移いたしました。

また、販売数量もインゴットはやや減少したものの、スクラップが各製品とも堅調な需要から前年度比増加したこともあり、利鞘拡大と相まって利益面でも良好な結果となりました。一方で今年度は、引き続きコロナ禍の悪影響が危惧されたことや市況の上昇基調が維持されたことで低価格調達が可能となったことから価格変動リスクの回避及び利益の確保をはかるためロンドン金属取引所銅先物でヘッジを行ったことからデリバティブ運用損1,062百万円を営業外費用に計上いたしました。

この結果、当連結会計年度の売上高は620億58百万円（前連結会計年度比45.2%増）、営業利益31億97百万円（同394.3%増）、経常利益20億96百万円（同273.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は13億53百万円（同257.9%増）となりました。

事業別では、非鉄金属事業売上高は617億23百万円（前連結会計年度比45.4%増）、美術工芸事業売上高は3億34百万円（同8.3%増）となりました。

また、品目別の内訳につきましては、インゴット売上高は172億26百万円（前連結会計年度比20.1%増）、スクラップ売上高は443億66百万円（同58.5%増）、その他売上高は4億65百万円（同11.4%増）となりました。

個別決算の業績につきましては、売上高は620億58百万円（前事業年度比45.2%増）、営業利益32億1百万円（同396.2%増）、経常利益20億70百万円（同267.0%増）、当期純利益は13億27百万円（同248.2%増）となりました。

・事業別売上高

| 事業区分   | 第35期<br>(2020年8月期) |       | 第36期<br>(2021年8月期) |       | 前連結会計年度比   |       |
|--------|--------------------|-------|--------------------|-------|------------|-------|
|        | 金 額                | 構 成 比 | 金 額                | 構 成 比 | 金 額        | 増 減 率 |
|        | 千円                 | %     | 千円                 | %     | 千円         | %     |
| 非鉄金属事業 | 42,444,014         | 99.3  | 61,723,713         | 99.5  | 19,279,699 | 45.4  |
| 美術工芸事業 | 308,766            | 0.7   | 334,535            | 0.5   | 25,769     | 8.3   |
| 合 計    | 42,752,780         | 100.0 | 62,058,249         | 100.0 | 19,305,469 | 45.2  |

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は、1億40百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資及び運転資金は、自己資金及び金融機関からの借入金によりまかなっております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                                               | 第 33 期<br>(2018年8月期) | 第 34 期<br>(2019年8月期) | 第 35 期<br>(2020年8月期) | 第 36 期<br>(当連結会計年度)<br>(2021年8月期) |
|---------------------------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                                        | 56,791,367           | 50,670,151           | 42,752,780           | 62,058,249                        |
| 経 常 利 益 又 は<br>経 常 損 失 (△) (千円)                   | 676,355              | △289,820             | 561,543              | 2,096,079                         |
| 親会社株主に帰属する当期<br>純利益又は親会社株主に帰<br>属する当期純損失 (△) (千円) | 462,992              | △230,616             | 378,302              | 1,353,761                         |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失(△) (円)                 | 32.29                | △16.23               | 26.71                | 95.42                             |
| 総 資 産 (千円)                                        | 18,067,207           | 17,832,346           | 16,735,915           | 23,640,539                        |
| 純 資 産 (千円)                                        | 7,976,824            | 7,340,185            | 7,546,494            | 8,681,269                         |
| 1株当たり純資産額 (円)                                     | 556.38               | 518.76               | 532.52               | 611.47                            |

(注) 2018年3月1日付で株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。第33期(2018年8月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して「1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失」及び「1株当たり純資産額」を算定しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分                                 | 第 33 期<br>(2018年8月期) | 第 34 期<br>(2019年8月期) | 第 35 期<br>(2020年8月期) | 第 36 期<br>(当事業年度)<br>(2021年8月期) |
|-------------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                          | 56,791,367           | 50,670,151           | 42,752,780           | 62,058,249                      |
| 経 常 利 益 又 は<br>経 常 損 失 (△) (千円)     | 672,204              | △313,915             | 564,289              | 2,070,989                       |
| 当 期 純 利 益 又 は<br>当 期 純 損 失 (△) (千円) | 457,732              | △250,743             | 381,122              | 1,327,081                       |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失(△) (円)   | 31.93                | △17.65               | 26.91                | 93.54                           |
| 総 資 産 (千円)                          | 17,808,508           | 17,357,262           | 16,518,299           | 23,149,586                      |
| 純 資 産 (千円)                          | 7,957,619            | 7,297,261            | 7,507,090            | 8,611,758                       |
| 1株当たり純資産額 (円)                       | 555.04               | 515.73               | 529.74               | 606.58                          |

(注) 2018年3月1日付で株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。第33期(2018年8月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して「1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失」及び「1株当たり純資産額」を算定しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会社名                         | 資本金              | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容 |
|-----------------------------|------------------|----------|---------|
| KUROTANI NORTH AMERICA INC. | US\$2,000,000.00 | 100%     | 非鉄金属の販売 |

### (4) 対処すべき課題

当社グループの業績は、米国、欧州、我が国などの先進国や中国をはじめとした新興国の経済動向に左右されます。また、世界的な銅の需給動向、銅相場や為替相場の影響も大きく受けます。

近年の各国経済動向は、政策効果やワクチン接種効果等により先進国と新興国、製造業とサービス業のように相対立した二極化の動きとなっているものの、全体的にはコロナ危機前の状態に向かって改善されてきています。

一方、コロナ禍での社会構造の変化、過剰流動性による市場価格の高止まり、物流網の混乱等がある中で、先進国における量的緩和縮小の動きや脱炭素社会を目指した経済のグリーン化推進による原材料の生産抑制の動きを背景とした価格上昇等、不確定要因が複雑化してきており見通しが難しい状況となっております。

しかしながら、中長期的にみた場合には、経済動向、市況環境に大きく影響を受けるものの、新興国を中心としたインフラ整備による資源需要や世界的な環境意識の高まりは趨勢的に増加していくものと思われることから、以下の課題を克服することによって当社グループの企業としての価値を高めて行きたいと考えております。



- ① 収益体制の強化
  - A. 仕入ルートが多様化による仕入れ力の拡大
  - B. コスト低減・価格競争力の強化による販売力の拡大
  - C. 市況変動リスクへの体制整備
  - D. ビジネスモデルの変革
- ② グローバル戦略
  - A. 海外市場へのアプローチ強化
  - B. 海外企業との業務提携・資本提携
  - C. グローバル化に向けた人材採用・育成
- ③ 経営体制の強化
  - A. コーポレート・ガバナンスの強化
  - B. 海外拠点との連携強化
  - C. 管理体制の整備及び強化
  - D. 安全管理体制の強化

(5) 主要な事業内容（2021年8月31日現在）

| 事業区分   | 事業内容                                                                                                                                             |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 非鉄金属事業 | <p>(インゴット)<br/>国内外から集荷した銅スクラップ及び銅合金スクラップを原材料として配合、溶解し、得意先各社のニーズ、用途に合わせた形状・重量の製品約50品種を生産しております。</p>                                               |
|        | <p>(スクラップ)<br/>国内外の仕入先（スクラップ回収業者、メーカー等）から仕入れた約150品種の非鉄金属スクラップについて選別・プレス等を行い、国内外の販売先（電線メーカー、銅精錬メーカー等）に販売しているほか、自社インゴット製造のための溶解用材料として利用しております。</p> |
|        | <p>(その他)<br/>伸銅品等の商品を仕入・販売しております。</p>                                                                                                            |
| 美術工芸事業 | 美術工芸品の製造販売                                                                                                                                       |



(6) 主要な営業所及び工場（2021年8月31日現在）

① 当 社

|           |          |
|-----------|----------|
| 本 社 ・ 工 場 | 富山県射水市   |
| 支 店       | 東京都千代田区  |
| 事 業 所     | 新潟県新潟市東区 |

② 子会社

|                             |                         |
|-----------------------------|-------------------------|
| KUROTANI NORTH AMERICA INC. | 本社（アメリカ合衆国オレゴン州ポートランド市） |
|-----------------------------|-------------------------|

(7) 使用人の状況（2021年8月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分   | 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|--------|------|-------------|
| 非鉄金属事業 | 87名  | 8名増         |
| 美術工芸事業 | 16名  | —           |
| 全社（共通） | 25名  | 3名減         |
| 合計     | 128名 | 5名増         |

（注）全社（共通）として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平均勤続年数 |
|---------|-----------|---------|--------|
| 126名    | 5名増       | 42.0歳   | 13.3年  |

(8) 主要な借入先及び借入額（2021年8月31日現在）

| 借 入 先               | 借 入 金 残 高 |
|---------------------|-----------|
| 株 式 会 社 北 陸 銀 行     | 4,104千円   |
| 株 式 会 社 北 國 銀 行     | 3,196     |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 | 2,030     |

## 2. 株式の状況（2021年8月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 28,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 14,197,334株（自己株式139,866株を除く）  
 (3) 株主数 9,344名  
 (4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                       | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|-----------------------------|------------|---------|
| 株 式 会 社 黒 谷 商 店             | 5,696,000株 | 40.12%  |
| 黒 谷 純 久                     | 3,004,900  | 21.17   |
| 株 式 会 社 S M C               | 400,000    | 2.82    |
| 日本マスタートラスト信託<br>銀行株式会社（信託口） | 303,000    | 2.13    |
| 小 沼 滋 紀                     | 203,600    | 1.43    |
| 黒 谷 暁                       | 203,500    | 1.43    |
| 黒 谷 昌 輝                     | 200,000    | 1.41    |
| 黒谷株式会社従業員持株会                | 150,102    | 1.06    |
| 株 式 会 社 北 陸 銀 行             | 140,000    | 0.99    |
| 株 式 会 社 北 國 銀 行             | 140,000    | 0.99    |

（注）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対して交付した株式の状況

|           | 株 式 数   | 交 付 対 象 者 |
|-----------|---------|-----------|
| 取 締 役     | 16,000株 | 7名        |
| 社 外 取 締 役 | —       | —         |
| 監 査 役     | —       | —         |

（注） 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「4. 会社役員の状況（5）取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

## 3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況（2021年8月31日現在）

| 氏 名       | 会社における地位及び担当                                      | 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                               |
|-----------|---------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 黒 谷 純 久   | 代 表 取 締 役 社 長                                     | KUROTANI NORTH AMERICA INC.<br>代表取締役<br>THAI KUROTANI CO., LTD. 取締役<br>㈱黒谷商店代表取締役<br>㈱雄祥代表取締役 |
| 井 上 亮 一   | 代 表 取 締 役 副 社 長<br>経営企画部・総務部管掌役員                  |                                                                                               |
| 黒 谷 暁     | 代 表 取 締 役 専 務<br>非 鉄 営 業 部 ・<br>新 潟 事 業 部 管 掌 役 員 |                                                                                               |
| 浦 田 伊 希 子 | 常 務 取 締 役 長<br>美 術 工 芸 部                          |                                                                                               |
| 舩 田 敏 彰   | 取 締 役 長<br>財 務 部                                  |                                                                                               |
| 榮 森 貞 治   | 取 締 役 長<br>非 鉄 営 業 部                              |                                                                                               |
| 高 藤 豊     | 取 締 役 長<br>非 鉄 製 造 部<br>兼 設 備 管 理 部 管 掌 役 員       |                                                                                               |
| 石 黒 洋 二   | 取 締 役                                             | 石黒洋二税理士事務所代表                                                                                  |
| 石 黒 達 郎   | 取 締 役                                             |                                                                                               |
| 飴 義 彦     | 常 勤 監 査 役                                         |                                                                                               |
| 早 川 元 雄   | 監 査 役                                             | 早川法律事務所代表                                                                                     |
| 折 橋 清 弘   | 監 査 役                                             | 折橋清弘税理士事務所代表                                                                                  |

- (注) 1. 取締役石黒洋二氏及び石黒達郎氏は、社外取締役であります。
2. 監査役早川元雄氏及び折橋清弘氏は、社外監査役であります。
3. 監査役早川元雄氏は弁護士、折橋清弘氏は税理士とそれぞれ資格を有しており、財務、会計及び企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役石黒洋二氏及び石黒達郎氏、監査役早川元雄氏及び折橋清弘氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
5. 代表取締役黒谷純久氏の兼職する㈱雄祥は、同氏が100%出資する会社であります。
6. 代表取締役黒谷純久氏の兼職するKUROTANI NORTH AMERICA INC. は、当社が100%出資する子会社であります。

7. 代表取締役黒谷純久氏の兼職するTHAI KURUTANI CO.,LTD.は、当社が49%出資する関連会社であります。
8. 代表取締役黒谷純久氏の兼職する(株)黒谷商店は、(株)雄祥が過半を出資する会社であります。

## **(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役**

該当事項はありません。

## **(3) 責任限定契約の内容の概要**

当社は、すべての社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

## **(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要**

当社は、保険会社との間で、当社のすべての役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該契約の保険料は全額当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該契約は、被保険者がその地位に基づき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被る法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補の対象としております。ただし、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

## (5) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬は、中長期的な株主価値及び企業業績の向上を図るため、企業業績と取締役個人の役位及び成果を適正に連動させることを基本方針として基本報酬額を決定しております。また、社外取締役を除く取締役に対しては、基本報酬に加え、持続的な企業価値向上に向けたインセンティブを付与する目的から、譲渡制限付株式報酬を支給することとしております。なお、社外取締役に対しては、特に当社の経営に対する妥当性・合理性を監督する立場としての判断が期待されるものと考えており、譲渡制限付株式報酬制度の対象外とし、基本報酬のみといたしております。

当社は、取締役の報酬に関する意思決定手続きの公正性、透明性、客観性を確保するため、代表取締役及び独立社外取締役で構成する任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置し、取締役の個人別の報酬額の決定に当たっては、当該委員会による審議を経て行うこととしております。

当社取締役の報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限は取締役会が有しておりますが、取締役の個人別の報酬の決定に関しては、当社全体の業績を勘案しつつ各取締役の成果について評価を行うには代表取締役社長が適しているとの判断のもと、取締役会決議により代表取締役社長にこれを委任しております。当事業年度におきましては、2020年11月26日開催の当社取締役会において、同日に開催された指名・報酬委員会の審議結果を踏まえ、取締役の個人別の報酬の決定を代表取締役社長に委任する旨を決議しており、当該委任を受けた代表取締役社長は、指名・報酬委員会の意見を尊重し、取締役の個人別の報酬を決定しております。なお、譲渡制限付株式報酬は、指名・報酬委員会の審議結果を踏まえ、取締役会において個人別の割当株式数を決議しております。

譲渡制限付株式の割当ての条件等は次の通りです。

当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して、譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとします。なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株

式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。



(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

② 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 監査役の報酬等

監査役の報酬は、監査役が株主の負託を受けた独立機関として取締役の職務執行に対する監査の職責を負っていることから、企業業績とは連動させず、基本報酬のみとしております。また監査役の個人別の報酬は、監査役の協議に基づいて決定しております。



#### ④ 当事業年度に係る報酬等の総額

| 役員区分             | 報酬等の総額<br>(千円)      | 報酬等の種類別の総額 (千円)     |          |              | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|------------------|---------------------|---------------------|----------|--------------|-----------------------|
|                  |                     | 基本報酬                | 賞与       | 非金銭報酬等       |                       |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 185,736<br>(7,200)  | 177,060<br>(7,200)  | —<br>(—) | 8,676<br>(—) | 9<br>(2)              |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 14,400<br>(4,800)   | 14,400<br>(4,800)   | —<br>(—) | —<br>(—)     | 3<br>(2)              |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 200,136<br>(12,000) | 191,460<br>(12,000) | —<br>(—) | 8,676<br>(—) | 12<br>(4)             |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「① 取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項」に記載の通りであります。また、当事業年度における交付状況は「2. 株式の状況 (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対して交付した株式の状況」に記載しております。
3. 取締役の報酬限度額は、2007年11月28日開催の第22回定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名です。
4. 上記取締役の報酬限度額とは別枠として、2018年11月27日開催の第33回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額として年額50百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（社外取締役を除く）です。
5. 監査役の報酬限度額は、2007年11月28日開催の第22回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。

## (6) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役石黒洋二氏は、石黒洋二税理士事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役早川元雄氏は、早川法律事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役折橋清弘氏は、折橋清弘税理士事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

|             | 出席状況及び発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                           |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 石 黒 洋 二 | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席しました。主に税理士として財務及び会計に関する専門的な見地から当社の経営に対する適切な助言を期待していたところ、取締役会における助言・提言や任意の指名・報酬委員会の委員としての活動等を通して、期待された役割を果たしております。    |
| 取締役 石 黒 達 郎 | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席しました。主に企業経営経験者として高い見地から当社の経営に対する適切な助言を期待していたところ、取締役会における助言・提言や任意の指名・報酬委員会の委員としての活動等を通して、期待された役割を果たしております。            |
| 監査役 早 川 元 雄 | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に、また、監査役会13回のうち13回に出席しました。主に弁護士として専門的な見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、また、監査役会においても豊富な経験と高い見識に基づき適宜、必要な発言を行っております。 |
| 監査役 折 橋 清 弘 | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に、また、監査役会13回のうち13回に出席しました。主に税理士として専門的な見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、また、監査役会においても豊富な経験と高い見識に基づき適宜、必要な発言を行っております。 |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

|                                     | 報酬等の額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 28,500千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 31,023千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、監査報酬の算定根拠の説明を受け、その内容と過去の監査実績をもとに検討した結果、会計監査人の報酬等は妥当なものであると判断し、同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、「収益認識に関する会計基準」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」適用に関する助言業務のための対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - イ) 企業行動規範をはじめとする取締役及び使用人が遵守すべき社内規程等を定め、法令等への適合体制を確立します。
  - ロ) 職務執行については、法令、定款及び社内規程等に基づき、取締役会、経営会議その他の会議体又は稟議書により決定します。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
株主総会や取締役会、経営会議の議事録その他重要情報については、法令、定款及び社内規程等に基づき、適切な保存・管理を行います。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - イ) 経営上の重要事項に係るリスクについては、取締役会及び経営会議において十分な協議・審議を行います。
  - ロ) 市場リスク、信用リスク、情報漏洩リスク等、個別のリスクについては、それぞれ社内規程を定め、適切な管理を行います。
  - ハ) 労働災害、自然災害、大規模な事故等の危機対応については、危機管理規程を定め、社内連絡体制を構築するとともに組織的な対応を行います。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - イ) 組織規程、取締役会規程及び業務分掌規程等により、権限と責任を明確にします。
  - ロ) 経営上の重要事項については取締役会や経営会議で決議します。
- ⑤ 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - イ) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制  
当社の企業集団管理に関する基本事項として「子会社管理規程」を定め、適正な業務運営を図るほか、同規程に定める一定の事項について、定期及び随時に報告を求めるものとします。

ロ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社の経営上の重要事項に係るリスクについては、取締役会及び経営会議において十分な協議・審議を行います。

ハ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の経営上の重要事項については、当社の事前承認を求めるものとし、子会社の意思決定が効率的に行われることを確保します。

ニ) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、子会社の必要な情報を収集し経営内容を的確に把握するとともに、定期的に内部監査を行い、経営管理の適正を確保します。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人の設置を求めた場合には、取締役からの独立性に関する事項も含め、真摯に検討します。

⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人を置いた場合には、当該使用人に対し、監査役の指揮命令に従う旨を周知徹底します。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、その分掌業務において会社に著しい損害を与える事実並びに著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した場合、法令及び社内規程に定める方法により、速やかに監査役に適切な報告を行います。

⑨ 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

当社の子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、重大な法令等への違反もしくは当社の子会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した場合、速やかに当社の監査役に適切な報告を行います。



- ⑩ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の監査役へ報告を行った取締役及び使用人（当社の子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者を含む）に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底します。

- ⑪ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行について生ずる費用は会社が負担し、監査役からの費用の前払請求等に対しては適正に対処します。

- ⑫ その他監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、取締役会その他重要会議の開催にあたり、監査役が出席する機会を設けております。

- ⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

当社では、暴力団等の反社会的勢力に対しては一切関係を持たず、これらと関わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行いません。さらに、万一に備えて、反社会的勢力に関する情報収集と、有事の対処能力向上を主目的として、公益財団法人暴力追放運動推進センター等に参加しております。また、取引基本契約等の取引先との契約においても、反社会的勢力の排除に関する取り決めを行っており反社会的勢力による接触、不当要求や妨害行為が発生した場合は、顧問弁護士及び警察等の関係機関と連携を図りつつ、総務部が統括部署となり対処するとともに、社内への報告並びに注意を促しております。

- ⑭ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、取締役職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について、

イ) 社外取締役及び社外監査役が出席する取締役会の開催状況

ロ) 取締役、監査役、会計監査人及び内部監査室との連携状況

ハ) 子会社及び関連会社からの業務及び業績の報告状況

などから判断し、いずれの体制も適切に運用されていることを確認しております。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(2021年 8 月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目               | 金 額        | 科 目                          | 金 額        |
|-------------------|------------|------------------------------|------------|
| (資 産 の 部)         |            | (負 債 の 部)                    |            |
| 流 動 資 産           | 20,619,087 | 流 動 負 債                      | 12,450,396 |
| 現 金 及 び 預 金       | 1,806,016  | 支払手形及び買掛金                    | 1,897,282  |
| 受取手形及び売掛金         | 8,570,785  | 電 子 記 録 債 務                  | 256,712    |
| 電 子 記 録 債 権       | 1,247,148  | 短 期 借 入 金                    | 7,779,200  |
| 商 品 及 び 製 品       | 1,837,079  | 1 年 内 返 済 予 定 の<br>長 期 借 入 金 | 1,314,976  |
| 仕 掛 品             | 244,107    | 未 払 金                        | 311,013    |
| 原材料及び貯蔵品          | 4,899,945  | 未 払 法 人 税 等                  | 765,424    |
| 前 渡 金             | 1,150,816  | 賞 与 引 当 金                    | 56,739     |
| 未 収 消 費 税 等       | 694,993    | そ の 他                        | 69,048     |
| そ の 他             | 168,194    | 固 定 負 債                      | 2,508,873  |
| 固 定 資 産           | 3,021,451  | 長 期 借 入 金                    | 2,388,020  |
| 有 形 固 定 資 産       | 2,282,840  | 退職給付に係る負債                    | 120,853    |
| 建 物 及 び 構 築 物     | 344,027    | 負 債 合 計                      | 14,959,269 |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具 | 314,015    | (純 資 産 の 部)                  |            |
| 土 地               | 1,521,121  | 株 主 資 本                      | 8,612,421  |
| そ の 他             | 103,676    | 資 本 金                        | 1,000,000  |
| 無 形 固 定 資 産       | 32,638     | 資 本 剰 余 金                    | 690,564    |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 705,971    | 利 益 剰 余 金                    | 6,987,654  |
| 投 資 有 価 証 券       | 576,611    | 自 己 株 式                      | △65,797    |
| 繰 延 税 金 資 産       | 117,624    | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額        | 68,847     |
| そ の 他             | 11,735     | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金      | △4,958     |
| 資 産 合 計           | 23,640,539 | 為 替 換 算 調 整 勘 定              | 73,806     |
|                   |            | 純 資 産 合 計                    | 8,681,269  |
|                   |            | 負 債 純 資 産 合 計                | 23,640,539 |



# 連 結 損 益 計 算 書

( 2020年9月1日から  
2021年8月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目                           | 金 額       | 額          |
|-------------------------------|-----------|------------|
| 売 上 高                         |           | 62,058,249 |
| 売 上 原 価                       |           | 57,481,454 |
| 売 上 総 利 益                     |           | 4,576,794  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           |           | 1,379,432  |
| 営 業 利 益                       |           | 3,197,362  |
| 営 業 外 収 益                     |           |            |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金             | 8,914     |            |
| 為 替 差 益                       | 7,985     |            |
| 持 分 法 に よ る 投 資 利 益           | 28,988    |            |
| 受 取 保 険 金                     | 281       |            |
| そ の 他                         | 4,965     | 51,134     |
| 営 業 外 費 用                     |           |            |
| 支 払 利 息                       | 74,093    |            |
| デ リ バ テ ィ ブ 運 用 損             | 1,062,514 |            |
| そ の 他                         | 15,809    | 1,152,417  |
| 経 常 利 益                       |           | 2,096,079  |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益         |           | 2,096,079  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税       | 785,873   |            |
| 法 人 税 等 調 整 額                 | △43,554   | 742,318    |
| 当 期 純 利 益                     |           | 1,353,761  |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |           | 1,353,761  |

# 貸借対照表

(2021年8月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目         | 金 額        | 科 目           | 金 額        |
|-------------|------------|---------------|------------|
| ( 資 産 の 部 ) |            | ( 負 債 の 部 )   |            |
| 流 動 資 産     | 19,966,348 | 流 動 負 債       | 12,028,954 |
| 現金及び預金      | 1,791,979  | 支払手形          | 68,435     |
| 受取手形        | 191,950    | 電子記録債務        | 256,712    |
| 電子記録債権      | 1,247,148  | 買掛金           | 1,407,458  |
| 売掛金         | 8,104,759  | 短期借入金         | 7,779,200  |
| 商品及び製品      | 1,837,079  | 1年内返済予定の長期借入金 | 1,314,976  |
| 仕掛品         | 244,107    | 未払金           | 310,959    |
| 原材料及び貯蔵品    | 3,789,301  | 未払費用          | 15,103     |
| 前渡金         | 1,899,664  | 未払法人税等        | 765,424    |
| 前払費用        | 33,530     | 預り金           | 9,542      |
| 未収消費税等      | 694,993    | 賞与引当金         | 56,739     |
| その他         | 131,832    | その他           | 44,402     |
| 固 定 資 産     | 3,183,237  | 固 定 負 債       | 2,508,873  |
| 有形固定資産      | 2,282,840  | 長期借入金         | 2,388,020  |
| 建物          | 317,350    | 退職給付引当金       | 120,853    |
| 構築物         | 26,676     | 負 債 合 計       | 14,537,827 |
| 機械及び装置      | 310,390    | ( 純 資 産 の 部 ) |            |
| 車両運搬具       | 3,625      | 株 主 資 本       | 8,616,717  |
| 工具、器具及び備品   | 95,601     | 資 本 金         | 1,000,000  |
| 土地          | 1,521,121  | 資 本 剰 余 金     | 690,564    |
| 建設仮勘定       | 8,075      | 資本準備金         | 293,024    |
| 無形固定資産      | 32,638     | その他資本剰余金      | 397,540    |
| ソフトウェア      | 30,245     | 利 益 剰 余 金     | 6,991,949  |
| その他         | 2,392      | 利益準備金         | 9,000      |
| 投資その他の資産    | 867,757    | その他利益剰余金      | 6,982,949  |
| 投資有価証券      | 358,835    | 別途積立金         | 1,550,000  |
| 関係会社株式      | 382,874    | 繰越利益剰余金       | 5,432,949  |
| 出資金         | 101        | 自 己 株 式       | △65,797    |
| 長期前払費用      | 2,827      | 評価・換算差額等      | △4,958     |
| 繰延税金資産      | 114,312    | その他有価証券評価差額金  | △4,958     |
| その他         | 8,806      | 純 資 産 合 計     | 8,611,758  |
| 資 産 合 計     | 23,149,586 | 負 債 純 資 産 合 計 | 23,149,586 |

# 損 益 計 算 書

( 2020年9月1日から  
2021年8月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額       | 額          |
|-------------------------|-----------|------------|
| 売 上 高                   |           | 62,058,249 |
| 売 上 原 価                 |           | 57,477,556 |
| 売 上 総 利 益               |           | 4,580,693  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |           | 1,379,432  |
| 営 業 利 益                 |           | 3,201,260  |
| 営 業 外 収 益               |           |            |
| 受 取 利 息                 | 53        |            |
| 受 取 配 当 金               | 8,860     |            |
| 為 替 差 益                 | 7,985     |            |
| 受 取 保 険 金               | 281       |            |
| そ の 他                   | 4,965     | 22,146     |
| 営 業 外 費 用               |           |            |
| 支 払 利 息                 | 74,093    |            |
| デ リ バ テ ィ ブ 運 用 損       | 1,062,514 |            |
| そ の 他                   | 15,809    | 1,152,417  |
| 経 常 利 益                 |           | 2,070,989  |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |           | 2,070,989  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 785,020   |            |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △41,112   | 743,908    |
| 当 期 純 利 益               |           | 1,327,081  |

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2021年10月 7 日

黒 谷 株 式 会 社  
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ  
北陸事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 下 条 修 司 ⑩

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 加 藤 博 久 ⑩

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、黒谷株式会社の2020年9月1日から2021年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、黒谷株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これに

は、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記

事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2021年10月7日

黒谷株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
北陸事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 下 条 修 司 ⑩

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 加 藤 博 久 ⑩

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、黒谷株式会社の2020年9月1日から2021年8月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、

不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が

認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年9月1日から2021年8月31日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年10月11日

|                |         |
|----------------|---------|
| 黒 谷 株 式 会 社    | 監 査 役 会 |
| 常 勤 監 査 役  飴   | 義 彦  ㊞  |
| 社 外 監 査 役  早 川 | 元 雄  ㊞  |
| 社 外 監 査 役  折 橋 | 清 弘  ㊞  |

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本方針としております。第36期の期末配当につきましては、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金7円50銭といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は106,480,005円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2021年11月26日といたしたいと存じます。



## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

(1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

(2) 当社事業の現状に即し、事業の明確化を図るため、現行定款第2条(目的)に定める事業目的を一部変更するものであります。

(3) その他、上記の各変更に伴う条数の変更、字句の修正等所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。(下線部分が変更箇所)

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                    | 変更案                                                                                                                                                                                                                  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 総則<br>第1条 (条文省略)<br><br>(目的)<br>第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。<br>(1) (条文省略)<br>(2) 非鉄金属の精練および加工ならびに販売<br>(3) 仏具および仏像の製造販売<br>(4) 不動産の賃貸ならびに売買仲介業<br>(5) 霊園地の造成ならびに販売<br>(6) 損害保険代理店ならびに生命保険の募集に関する業務<br>(7) ～ (8) (条文省略) | 第1章 総則<br>第1条 (現行どおり)<br><br>(目的)<br>第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。<br>(1) (現行どおり)<br>(2) 非鉄金属の精練及び加工並びに販売<br>(3) 仏具及び仏像の製造販売<br>(4) 不動産の賃貸並びに売買仲介業<br>(5) 霊園地の造成並びに販売<br>(6) 損害保険代理店並びに生命保険の募集に関する業務<br>(7) ～ (8) (現行どおり) |

| 現行定款                                                                                                                                                                       | 変更案                                                                                                                                                           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(9) 貴石、半貴石、真珠、<u>さんご、こはく、象牙及び貴金属等の販売ならびにこれらの製品の販売</u></p> <p>(10) 産業廃棄物、特別管理産業廃棄物の収集、運搬<u>および</u>処理業</p> <p>(11) 古物の買取り<u>および</u>販売に関する業務</p> <p>(12) ～ (14) (条文省略)</p> | <p>(9) 貴石、半貴石、真珠及び貴金属等の販売<u>並びに</u>これらの製品の販売</p> <p>(10) 産業廃棄物、特別管理産業廃棄物の収集、運搬<u>及び</u>処理業</p> <p>(11) 古物の買取り<u>及び</u>販売に関する業務</p> <p>(12) ～ (14) (現行どおり)</p> |
| <p>第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p>                    | <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p>             |
| <p>第5条 (条文省略)</p>                                                                                                                                                          | <p>第5条 (現行どおり)</p>                                                                                                                                            |
| <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第10条 (条文省略)</p>                                                                                                                                       | <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第10条 (現行どおり)</p>                                                                                                                         |
| <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株主権行使の<u>手続</u>、株式に関する取扱い及び手数料については、法令又は本定款<u>に</u>定める株式取扱規程による。</p>                                                                            | <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株主権行使の<u>手続</u>き、株式に関する取扱い及び手数料については、法令又は本定款<u>のほ</u>か、<u>取締役会において</u>定める株式取扱規程による。</p>                                            |
| <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条 (条文省略)</p>                                                                                                                                    | <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条 (現行どおり)</p>                                                                                                                      |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第4章 取締役及び取締役会<br/>(員数)</p> <p>第19条 当会社の取締役は、12名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> | <p>第4章 取締役及び取締役会<br/>(員数)</p> <p>第19条 当会社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、12名以内とする。</p> <p><u>2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削 除)</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                 | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新 設)</p> <p>第22条～第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> | <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第22条～第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p><u>第25条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第26条 (現行どおり)</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                            | 変更案                                                                                                                                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>2 前条第2項の決議があったとみなされる事項の内容及びその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。</p>                                                        | <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>2 (現行どおり)</p>      |
| <p>第27条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>                                                                                                                                 | <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> |
| <p>第29条 (条文省略)</p> <p><u>第5章 監査役及び監査役会</u><br/><u>(員数)</u></p> <p><u>第30条 当会社の監査役は、5名以内とする。</u></p> <p><u>(選任方法)</u></p> <p><u>第31条 監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> | <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>                                                                            |

| 現行定款                                                                                                                                                                     | 変更案   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <p><u>(任期)</u></p> <p><u>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>       | (削 除) |
| <p><u>(常勤監査役)</u></p> <p><u>第33条 監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>                                                                                               | (削 除) |
| <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> | (削 除) |
| <p><u>(監査役会の決議の方法)</u></p> <p><u>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>                                                                                   | (削 除) |



| 現行定款                                                                                                                                              | 変更案                                                                                                        |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p><u>第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>                     | <p>(削 除)</p>                                                                                               |
| <p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第37条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>                                                       | <p>(削 除)</p>                                                                                               |
| <p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>                                                                                   | <p>(削 除)</p>                                                                                               |
| <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> | <p>(削 除)</p>                                                                                               |
| <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>                                                                                                                         | <p><u>第5章 監査等委員会</u></p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p><u>第31条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> |

| 現行定款                          | 変更案                                                                                                                                                                                |
|-------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新 設)                         | <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> |
| (新 設)                         | <p><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p><u>第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>                                                                           |
| (新 設)                         | <p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p><u>第34条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>                                                |
| (新 設)                         | <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第35条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>                                                                                     |
| 第6章 会計監査人<br>第40条～第41条 (条文省略) | 第6章 会計監査人<br>第36条～第37条 (現行どおり)                                                                                                                                                     |
| 第7章 計算<br>第42条～第45条 (条文省略)    | 第7章 計算<br>第38条～第41条 (現行どおり)                                                                                                                                                        |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（9名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）9名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                  | 略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する当社の株式数 |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1         | くろ たに すみ ひさ<br>黒 谷 純 久<br>(1958年1月12日)                                                                                       | 1984年 9月 黒谷(株) (現 (株)雄祥) 取締役就任<br>1985年11月 新日本美術(株) (現 当社) 常務取締役就任<br>1997年 7月 当社代表取締役専務就任<br>2005年 8月 当社代表取締役社長就任 (現任)<br>2012年 7月 KUROTANI NORTH AMERICA INC. 代表取締役就任 (現任)<br>2014年 8月 THAI KUROTANI CO., LTD. 取締役就任 (現任)<br>2015年 2月 (株)黒谷商店代表取締役就任 (現任)<br>2017年 4月 (株)雄祥代表取締役就任 (現任) | 3,004,900株 |
|           | <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>黒谷純久氏は、グローバルなネットワークに裏打ちされた豊富な営業力と経験を有し、現在も当社の代表取締役としてリーダーシップを発揮しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。       |                                                                                                                                                                                                                                                                                           |            |
| 2         | くろ たに さとる<br>黒 谷 暁<br>(1988年11月8日)                                                                                           | 2012年 8月 当社入社<br>2014年12月 当社社長室長<br>2019年 1月 当社非鉄営業部長兼社長室長<br>2019年11月 当社取締役社長室長兼非鉄営業部・新潟事業部管掌役員<br>2020年11月 当社代表取締役専務非鉄営業部・新潟事業部管掌役員就任 (現任)                                                                                                                                              | 203,500株   |
|           | <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>黒谷暁氏は、長い海外経験で培った語学力と国際感覚を生かし当社の海外事業に貢献し、現在も当社の非鉄営業部門の管掌として重要な役割を担っていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                           |            |

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)                 | 略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                 | 所有する当社の<br>株 式 数 |
|------------|---------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 3          | いの う え りょう いち<br>井 上 亮 一<br>(1953年 7 月 4 日) | 2003年 9 月 (株)北陸銀行営業渉外部統括副部長<br>2004年 7 月 当社入社<br>2005年 9 月 当社社長室長<br>2007年11月 当社専務取締役管理本部長就任<br>2010年 3 月 当社専務取締役経営企画部管掌役員就任<br>2012年 2 月 当社代表取締役副社長経営企画部管掌役員就任<br>2016年11月 当社代表取締役副社長経営企画部・総務部管掌役員就任 (現任)                       | 29,000株          |
|            |                                             | <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>井上亮一氏は、長年に亘る豊富な金融及び市場業務経験を有し、現在も副社長として代表取締役社長を補佐する重要な役割を担っていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。                                                                                                             |                  |
| 4          | う ら た い き こ<br>浦 田 伊希子<br>(1960年 8 月 19 日)  | 1986年10月 当社監査役就任<br>1989年 7 月 当社監査役退任<br>1992年 9 月 黒谷(株) (現 (株)雄祥) 入社<br>1996年11月 当社取締役就任<br>2004年 5 月 当社取締役退任<br>2011年 9 月 当社美術工芸部部長<br>2012年11月 当社取締役美術工芸部管掌役員兼美術工芸部長<br>2018年11月 当社取締役美術工芸部長<br>2020年11月 当社常務取締役美術工芸部長就任 (現任) | 29,000株          |
|            |                                             | <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>浦田伊希子氏は、美術工芸部門において豊富な実績・経験を有し、現在も美術工芸部長として新製品の開発等に重要な役割を担っていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。                                                                                                             |                  |
| 5          | ます だ とし あき<br>舩 田 敏 彰<br>(1969年 8 月 4 日)    | 1998年10月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) 入所<br>2003年 5 月 公認会計士登録<br>2007年 9 月 当社入社社長室長補佐<br>2008年 4 月 当社内部監査室長<br>2018年11月 当社取締役内部監査室長<br>2019年11月 当社取締役財務部長就任 (現任)                                                                    | 9,300株           |
|            |                                             | <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>舩田敏彰氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当の知見を有し、現在も当社の財務部長として重要な役割を担っていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。                                                                                                                |                  |

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                              | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                   | 所有する当社<br>の 株 式 数 |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 6          | えい もり さだ はる<br>榮 森 貞 治<br>(1964年12月 8 日)                                                                                                 | 1987年 4月 新日本美術(株) (現 当社) 入社<br>2013年 7月 当社非鉄営業部部長<br>2019年12月 当社非鉄営業部長<br>2020年11月 当社取締役非鉄営業部長就任 (現任)                                                 | 6, 200株           |
|            | 【取締役候補者とした理由】<br>榮森貞治氏は、非鉄営業部門において豊富な実績・経験を有し、現在も当社の非鉄営業部長として重要な役割を担っていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。                                  |                                                                                                                                                       |                   |
| 7          | たか ふじ ゆたか<br>高 藤 豊<br>(1966年 9 月13日)                                                                                                     | 1985年 6月 黒谷(株) (現 (株)雄祥) 入社<br>1985年11月 新日本美術(株) (現 当社) 入社<br>2014年 9月 当社非鉄製造部部長<br>2018年11月 当社取締役非鉄製造部長<br>2019年11月 当社取締役非鉄製造部長兼設備管理部<br>管掌役員就任 (現任) | 4, 000株           |
|            | 【取締役候補者とした理由】<br>高藤豊氏は、非鉄製造部門において豊富な実績・経験を有し、現在も当社の非鉄製造部長として重要な役割を担っていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。                                   |                                                                                                                                                       |                   |
| 8          | いし ぐろ よう じ<br>石 黒 洋 二<br>(1941年 5 月 7 日)                                                                                                 | 1998年 7月 金沢税務署長就任<br>1999年 8月 石黒洋二税理士事務所代表 (現任)<br>2013年11月 当社社外監査役就任<br>2016年11月 当社社外取締役就任 (現任)                                                      | － 株               |
|            | 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】<br>石黒洋二氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、税理士として財務及び会計に関する相当の知見を有し、当社の経営に対する適切な助言が期待できるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。 |                                                                                                                                                       |                   |
| 9          | いし ぐろ たつ ろう<br>石 黒 達 郎<br>(1951年 3 月12日)                                                                                                 | 2011年 6月 (株)北陸銀行取締役専務執行役員就任<br>2012年 6月 堤商事(株)取締役社長就任<br>2013年 6月 北銀ソフトウェア(株)代表取締役社長就<br>任<br>2018年11月 当社社外取締役就任 (現任)                                 | － 株               |
|            | 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】<br>石黒達郎氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、当社の経営体制の強化に活かしていただくことが期待できるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。                   |                                                                                                                                                       |                   |

- (注) 1. 石黒洋二氏及び石黒達郎氏は、社外取締役候補者であります。
2. 当社は石黒洋二氏及び石黒達郎氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。石黒洋二氏及び石黒達郎氏が原案どおり選任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
3. 石黒洋二氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。なお、2013年11月から2016年11月までの

3年間当社の社外監査役でありました。

4. 石黒達郎氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
5. 当社は、石黒洋二氏及び石黒達郎氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額となります。石黒洋二氏及び石黒達郎氏が原案どおり選任された場合、当社は両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で、当社のすべての役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該契約は、被保険者がその地位に基づき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被る法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補の対象としております。各候補者が選任された場合、各氏は当該保険契約の被保険者となります。当社は、当該保険契約について、各候補者の任期途中で同様の内容で更新することを予定しております。
7. 浦田伊希子氏は当社代表取締役社長黒谷純久氏の実妹であります。
8. 黒谷暁氏は当社代表取締役社長黒谷純久氏の実子であります。
9. その他の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。



#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                                             | 略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                        | 所有する当社の株式数 |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1         | あめ よし ひこ<br>飴 義 彦<br>(1957年11月25日)                                                                                                                      | 1980年 4月 黒谷(株) (現 株雄祥) 入社<br>1985年11月 新日本美術(株) (現 当社) 入社<br>2006年 7月 当社総務部長<br>2007年11月 当社常勤監査役就任 (現任)                  | 8,000株     |
|           | <b>【監査等委員である取締役候補者とした理由】</b><br>飴義彦氏は、当社製造部門及び管理部門において豊富な経験を有し、現在も常勤監査役であり、当社の経営に対する適切な監査や助言が期待できるため、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。                     |                                                                                                                         |            |
| 2         | はや かわ もと お<br>早 川 元 雄<br>(1940年3月30日)                                                                                                                   | 1998年 4月 名古屋地方検察庁半田支部長<br>1999年 7月 富山公証人合同役場公証人就任<br>2007年 6月 富山県弁護士会弁護士登録<br>早川法律事務所代表 (現任)<br>2014年11月 当社社外監査役就任 (現任) | 一株         |
|           | <b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b><br>早川元雄氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、弁護士として会社法務に関する相当の知見を有し、当社の経営に対する適切な助言が期待できるため、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。 |                                                                                                                         |            |

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 名<br>( 生 年 月 日 )                                                                                                                      | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                              | 所有する当社<br>の 株 式 数 |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 3          | おり はし きよ ひろ<br>折 橋 清 弘<br>(1954年10月26日)                                                                                                            | 2008年 7月 砺波税務署長就任<br>2014年 7月 金沢国税局徴収部長就任<br>2015年 8月 折橋清弘税理士事務所代表（現任）<br>2017年11月 当社社外監査役就任（現任） | 一株                |
|            | 【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】<br><br>折橋清弘氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、税理士として会計に関する相当の知見を有し、当社の経営に対する適切な助言が期待できるため、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。 |                                                                                                  |                   |

- (注) 1. 早川元雄氏及び折橋清弘氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
2. 当社は早川元雄氏及び折橋清弘氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。早川元雄氏及び折橋清弘氏が原案どおり選任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
3. 当社は、早川元雄氏が代表を務める早川法律事務所とは顧問契約など締結しておりません。
4. 当社は、折橋清弘氏が代表を務める折橋清弘税理士事務所とは顧問契約など締結しておりません。
5. 当社は、早川元雄氏及び折橋清弘氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額となります。早川元雄氏及び折橋清弘氏が原案どおり選任された場合、当社は両氏との間で当該契約を締結する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で、当社のすべての役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該契約は、被保険者がその地位に基づき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被る法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補の対象としております。各候補者が選任された場合、各氏は当該保険契約の被保険者となります。当社は、当該保険契約について、各候補者の任期途中で同様の内容で更新することを予定しております。
7. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

#### 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、2007年11月28日開催の第22回定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額300百万円以内（内、社外取締役分は30百万円以内）とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。当社は、監査等委員会設置会社への移行後の取締役の報酬について、中長期的な株主価値及び企業業績の向上を図るため、企業業績と取締役個人の役位及び成果を適正に連動させることを基本方針として基本報酬額を決定し、また、社外取締役を除く取締役に対しては、基本報酬に加え、持続的な企業価値向上に向けたインセンティブを付与する目的から、譲渡制限付株式報酬を支給いたします。本議案に係る報酬等の額は、当該方針に基づいて基本報酬を支給するものであり、相当であると判断しております。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものいたします。

現在の取締役は9名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は9名（内、社外取締役2名）となります。本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額30百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

## 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2007年11月28日開催の第22回定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。また、2018年11月27日開催の第33回定時株主総会において、上記とは別枠にて当社の取締役（社外取締役を除く。）を対象とした譲渡制限付株式報酬制度を導入し、同制度に基づき取締役（社外取締役を除く。）に対して支給される報酬総額を年額50百万円以内とご承認いただいております。

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して、譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」とは別枠にて、従来どおり年額50百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

現在の取締役は9名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、対象取締役は7名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年100,000株（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）以内といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含



む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

#### （１）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より３年間から５年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

#### （２）退任または退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社または当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問または相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任または退職した場合には、その退任または退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

#### （３）譲渡制限の解除

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社または当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問または相談役その他これに準ずる地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（２）に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（２）に定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### （４）組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。



(5) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

上記のとおり、本譲渡制限付株式の払込金額は特に有利とならない範囲の金額とし、希釈化率も軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当であると判断しております。

以上

メ モ

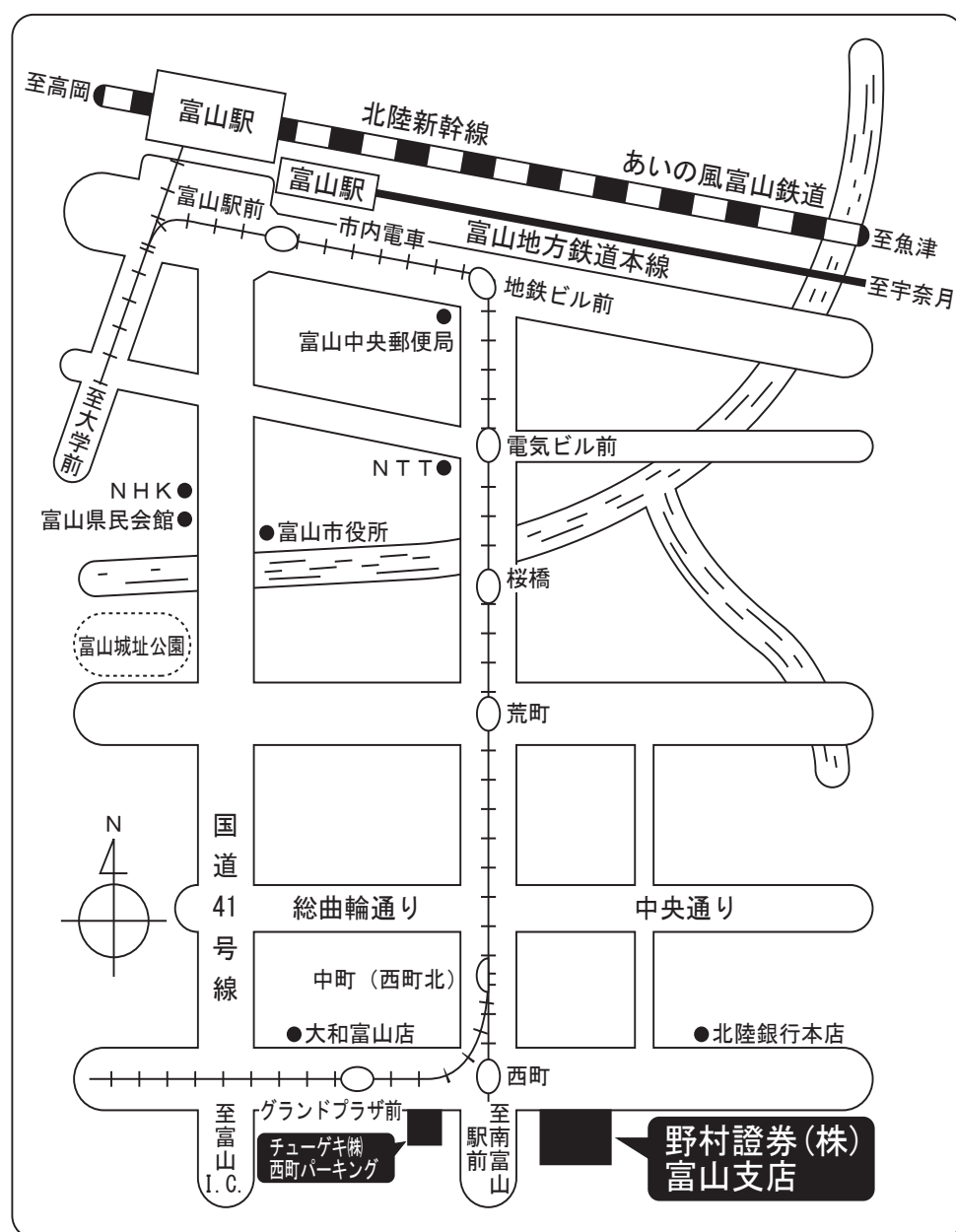
Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

# 株主総会会場ご案内図

会場：富山県富山市堤町通り一丁目4番3号  
野村證券株式会社 富山支店 5階ホール  
TEL 076-421-9835



交通 「富山駅」より車で約10分

市電 「西町」電停より徒歩で約2分

車でお越しの方は「チューゲキ株西町パーキング」（徒歩約3分）をご利用ください。